

知っておこう

公務災害・通勤災害

のしおり

災害にあったときのために



地方公務員災害補償基金京都府支部

災害のない明るい職場を

公務上の災害や通勤による災害を受けた場合、基金によって補償が実施されても、職員やその家族にとっては、苦痛、不安や看病など、大きな負担となります。災害が生じないことが最も望ましいことです。

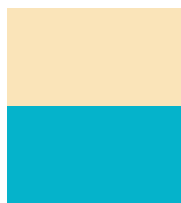
災害の防止のためには、安全な職場環境の整備とともに、一人ひとりが、

- 体調をチェックする
- 無理をしない
- ストレスをためない
- 作業前には準備運動を行う
- きめられた作業手順を守る
- 常にゆとりをもって行動する

など、十分気を配り、災害の発生を未然に防止しましょう。

もし災害が発生したら、なぜ災害が発生したのかその原因をあらゆる角度から検討し、同じ災害を二度と繰り返さないよう防止対策を講じる必要があります。

ちょっとした事故の陰にも大きな災害の可能性が潜んでいます。日常の健康管理や職場の安全点検により、災害のない明るい職場をみんなで築きましょう。



地方公務員災害補償基金とは	3
公務災害とは	4
通勤災害とは	6
災害が起こったら	8
どんな補償が受けられるか	10
加害者のある災害のときは	12
不服申立てについて	13



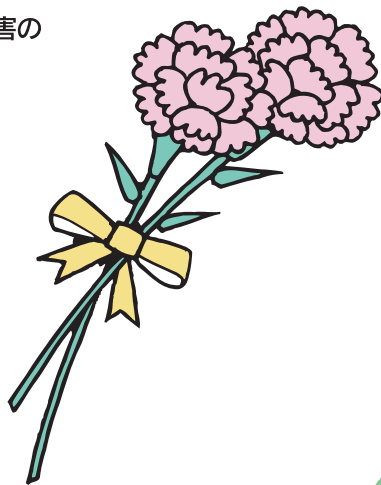
地方公務員(常勤職員)が公務上の災害や通勤による災害で負傷したり疾病にかかったりした場合は、地方公務員災害補償基金から各種の補償等を受けることができます。

災害を被った場合に基金による補償を受けるためには、まず基金に対して、その災害が「公務災害」又は「通勤災害」であることの認定請求を行い、基金の認定を受ける必要があります。

それでは、どのような災害のとき、どのような手続きをしたら、どのような補償が受けられるのでしょうか。

このしおりは、公務災害補償制度の大切なポイントをまとめたものです。

是非、このしおりを御一読いただき、地方公務員の災害補償制度への理解を深めていただくと同時に、公務災害や通勤災害の防止に向けた意識啓発の一助としてください。



公務災害・通勤災害の諸手続は必ず所属を通じて行ってください。

その他詳しくは、

- ▶ 京都市立学校以外の教職員の方は、京都府教育委員会教職員課給与制度担当(電話 (075) 414-5790) へ。
- ▶ 京都市立学校の教職員の方は、京都府教育委員会教職員給与課福利担当(電話 (075) 222-3777) へ。
- ▶ 警察職員の方は京都府警察本部警務部警務課公務災害係(電話 (075) 451-9111 (内線2645)) へ。
- ▶ 上記以外の職員の方は、各団体所属公務災害担当係又は基金支部へお問い合わせください。



地方公務員災害補償基金京都府支部

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町
(京都府人事課内)

電話 (075) 4 3 1 - 4 2 1 6

<http://www.pref.kyoto.jp/chikousai/index.html>
